

静岡市保育士等キャリアアップ研修（集合型） 開催要項

1 研修の目的

この研修は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知「保育士等キャリアアップ研修の実施について」（平成 29 年 4 月 1 日付け雇児保発 0401 第 1 号）に基づき、保育現場におけるリーダー的職員の育成に必要な専門性の向上を図るため実施するものです。

2 研修実施者（静岡県からの受託者）

静岡市が、静岡県から指定を受け実施します。

3 研修分野・実施期間・申込期日・会場・内容・講師・定員

「静岡市主催研修」のとおり

4 研修受講対象者

静岡市内に所在する保育所、認定こども園、小規模保育所及び幼稚園等に勤務する保育士、保育教諭、幼稚園教諭等のうち、7年以上の勤務経験者。対象者の申込が定員に満たない場合は、それ以外の方の受講を認める場合があります。

5 費用

修了証の発行を希望する場合は、発行料 2,000 円が必要です。修了証の再発行の際にも発行料 2,000 円が必要となります。

なお、研修の受講料は必要ありません。

6 申込方法・受講受付

(1) 申込先

静岡市 こども未来局 幼児教育・保育支援課 幼児教育センター

(2) 申込みができる研修

「静岡市主催研修」のとおり

(3) 申込方法

「静岡市主催研修」に記載されている二次元コード、または URL より申し込んでください。

(4) 受講の可否決定

応募多数で参加できない場合は、対象者に事前に通知します。

7 受講決定にあたっての優先順位

定員以上の受講申込があった場合、各研修別に、申込みの早い順により受講決定を行います。

8 受講証の発行

受講した研修ごとに受講証明書を発行します。

9 修了証の発行

静岡市が開催した研修をもって1分野の全課程（15時間）が修了し、修了証発行申請の上、受講レポートの提出をされた方に修了証を交付いたします。別途、配布する「修了証発行手続きについて」を確認し申請してください。「修了証発行手続きについて」は、12月に配布します。

10 天候不良による中止

天候不良や自然災害等により、受講者の安全が確保できないと判断した場合には研修を中止する場合があります。研修を中止する場合には、研修前日の午後4時までに各園にメールまたは電話にて連絡します。なお、津波警報発令等のような緊急な場合は、前述によらず、随時、メールまたは電話にて各園に連絡します。

11 欠席・遅刻・離席・早退について

各研修について、欠席または15分以上の遅刻・離席・早退があった場合、受講修了は認められず、受講証明書の発行は行いません。

ただし、公共交通機関の遅延等により15分以上の遅刻があった場合は、遅延証明書を提出してください。別途対応を検討します。

12 個人情報の取扱いについて

この研修により取得した個人情報については、本事業以外の目的には使用しません。また、静岡市の規則に基づき、本情報は3年間保存の後、消去いたします。

なお、研修修了者が他自治体で勤務する場合には、静岡市が勤務地の都道府県及び市町村に対し、研修の受講状況等の情報を提供する場合があります。

13 感染症等に係る取扱いについて

- (1) 感染症の流行や災害等の状況により、研修を中止、変更等する場合があります。その場合はメールまたは電話にて連絡します。
- (2) 感染予防のために、体調不良の場合は研修参加をご遠慮ください。体調不良が認められた場合は退出していただくことがあります。
- (3) 研修参加にあたっては、手洗いの徹底等の衛生面の対応にご協力をお願いします。

14 問合せ先

静岡市 こども未来局 幼児教育・保育支援課 幼児教育センター
E-mail: youho@city.shizuoka.lg.jp
〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号
電話: 054-221-1018 FAX: 054-221-5029